

＜注意事項＞

保育料(副食費)は、児童と同一世帯、同一生計の父母の町県民税によって7つの階層に分かれています。保育料(副食費)の算定については令和8年4月分から8月分については令和7年度町県民税所得割額、令和8年9月分から令和9年3月分までは令和8年度町県民税所得割額で算定します。

※対象の年度の税申告がされていない場合は保育料及び副食費が上限額(第7階層)での算定となりますので確実に申告いただきますようお願いいたします。

※保育料(町基準額)は、国基準額に対し保育標準時間(11時間)の保育料は概ね7割、保育短時間(8時間)は概ね6割となるよう設定し軽減しています。

※特定教育・保育無償化に伴い3歳児から5歳児クラスが無償化となります。(0歳から2歳児クラスについては、非課税世帯が無償化の対象となります。)

※児童の年齢区分は、年度途中で入園された場合でも入園年度の4月2日現在の年齢によります。

※町県民税所得割課税額を計算する場合、配当控除、外国税控除額、住宅取得控除等は適用されません。

※保育園に入園している児童がその世帯で第2子以降に該当する場合保育料の半額、第3子以降は保育料の減免をします。

※父母以外の方(祖父母・兄弟・姉妹等)が住民税の算定上及び健康保険等において児童を扶養している場合はその方の所得割を合算して算定します。

※保育料を3ヶ月以上滞納した場合は督促、退園処分とすることになります。また、保育料、町税等の滞納がある方は、次年度以降の入園申込を受け付けられない場合があります。

＜保育料納付に関して＞

- ・保育料の納付に関しては、口座振替及び納付書による直接納付の2通りがあります。口座振替については次の金融機関でのみ取り扱いとなります。
- ・八十二銀行、長野県信用組合、上田信用金庫、佐久浅間農業協同組合、ゆうちょ銀行各月の納期に納付が確認できない場合、園児が所属する各園の園長が代わって集金することになりますので予めご了承ください。

令和8年度保育料口座納入スケジュール

保育料	納期	保育料	納期	保育料	納期
4月分	4月30日	8月分	8月31日	12月分	1月4日
5月分	6月1日	9月分	9月30日	1月分	2月1日
6月分	6月30日	10月分	11月2日	2月分	3月1日
7月分	7月31日	11月分	11月30日	3月分	3月31日

納期はあくまでも予定です。変更する場合がありますのでご了承ください。